

令和6年度第2回愛媛県入札監視委員会 審議概要

開催日及び場所	令和6年11月21日（木） 愛媛県林業会館3階大ホール	
出席委員氏名	委員長 バンダリ ネットラ プラカシュ（愛媛大学 社会共創学部 教授） 委員 柴田 好則（松山大学 経営学部 准教授） 委員 清水 友記子（株式会社伊予銀行 審査部 課長） 委員 高橋 直子（弁護士） 委員 森 貴弘（公認会計士）	
審議対象期間	令和6年4月1日 ～ 令和6年7月31日	
抽出事案	総件数 7 件	(備考) 抽出の考え方（抽出担当委員） ・入札・契約方式別、部局別、地域別を基本に抽出。
入札後審査型一般競争入札	6 件	
指名競争入札	1 件	
	意見・質問	回 答
委員からの意見 ・質問、それに対する回答等	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による 意見の具申又は 勧告の内容	なし	

意見・質問	回 答
<p>【県発注工事に係る入札及び契約手続の運用状況】</p> <p>・特になし</p>	
<p>【抽出工事に関する説明及び審議】</p> <p>○入札後審査型一般競争入札</p> <p>1. 建第6号の2 久万高原庁舎 新築工事</p> <p>・入札参加資格を3者の共同企業体とした理由は何か。</p> <p>・構成員数を3者と設定すると競争性が下がると考えるがどうか。</p> <p>・JVの組み合わせや役割分担はどのように決まっているのか。</p> <p>・共同企業体の指定は県で行っているのか。</p> <p>・評価値算出表によると、入札金額の差もあるが、「施工計画」の項目で評価結果に大きな差があり、他は同点となっている。「施工計画」の評価結果に開きがある理由は何か。</p>	<p>・本件は設計金額が5億円以上であることに加え、大型案件で工事の安定施工を確保するために技術力を結集する必要があることから、愛媛県建設工事共同企業体事務取扱要綱に基づき、JV対象工事として発注することとし、構成員数については、これまでの建築JVの過去事例等を勘案して3者とした。</p> <p>・競争性については、大型案件で確実な施工を求める必要があるため、入札参加者数が結果的に少なくなる可能性があることはやむを得ないと考えている。</p> <p>・県が指示するものではなく、共同企業体内で構成員の得手不得手を踏まえて決定している。</p> <p>・入札参加資格により建築一式工事の許可や施工実績を求めているが、構成員の得手不得手まで指定するものではなく、細かい部分は各構成員の判断で決めている。</p> <p>・施工計画の評価の差は、施工上配慮すべき事項の提案内容に差があったためである。 低評価となった者の提案は、具体的な記載がないために内容が曖昧になり、「効果あり」という判断ができなかった。一方、高評価となった者の提案は、具体的な対応策が記載されており、「効果あり」と判断できる要素が多かった。 こういった提案内容の差が、評価結果の差に繋がったものと考えている。</p>

意見・質問	回 答
<p>・評価値算出表の「技術力の継続的な確保」の項目で2JVとも0点となっており、残念に思われる。大型案件でやむを得ない事情があるかもしれないが、「県内下請業者の活用」といった項目を細分化して配点を細かくするなどの対応はできないか。</p>	<p>・項目の細分化については制度面の問題でもあるが、「県内下請業者の活用」といった項目で得点が0点となっている背景には、技術者不足等があるものと思われる。</p> <p>建築工事は多数の業者が必要となるが、民間を含め発注が多くなっていることから、県内業者のみを集めて下請発注するということが難しくなっていると感じている。</p>
<p>2. 八再（5）第2号他 八幡浜漁港 漁村再生交付金工事他</p> <p>・本件は1者応札であったが、全体計画の令和5年度以前の発注分でも本件と同一業者のみの応札であったのか。</p>	<p>・全体計画中、過去3年間で1者応札となった案件は本件のみであり、他の案件では2～3者からの応札があった。</p>
<p>・今回1者応札となった理由は何か。</p>	<p>・1者応札の要因として、漁業従事者・交通利用者との調整や振動・騒音への配慮が必要となることから、入札を敬遠したのではないかと考えている。</p> <p>また、技術者不足で手持ち工事量を勘案したことも理由として挙げられる。</p>
<p>・2工区に区分して発注しているが、それぞれ別の技術が必要とされるように思われる。同様の工事であるのであれば同一業者が施工しても問題ないが、別技術が必要ということであれば別発注したのでもよいのではないか。</p>	<p>・この程度の工事内容であれば必要となる技術に差はあまり生じないと考えている。2者に分割発注するよりも、1者が受注して関係者と協議したほうが早いことに加え、同一業者が施工することでスケールメリットも生まれると考えている。</p>
<p>3. 肱下加補改第24号の10 （一）肱川水系肱川 広域河川改修工事（受注者希望型ICTモデル工事）</p> <p>・応札業者3者はいずれもS等級か。あるいは、下位等級の業者はいるのか。</p>	<p>・3者ともS等級業者であり、直近下位等級であるA等級からチャレンジした業者はいなかった。</p>
<p>・受注者希望型ICTモデル工事とは何か。</p>	<p>・通信技術を活用してドローン空撮などにより測量したデータに基づき重機を制御し、オペレーターのみで作業できることにより省力化及び生産性向上に繋げる取組である。</p>

意見・質問	回 答
<ul style="list-style-type: none"> ・ICTモデル工事の場合、ノウハウを持っている業者のみが応札できるのか。あるいは、あまり経験ない業者でも応札できるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・一定数以上の切土量に応じて、発注者指定型あるいは受注者希望型を設定することとしている。 ・ICT施工をするためには初期費用が必要となってくるが、一度施工すれば問題ないと考えている。
<ul style="list-style-type: none"> ・チャレンジ枠を設定しているということは、下位等級業者にも応札してほしいという思いがあったと推察するが、結果的にチャレンジする業者がいなかった理由は何か。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今回の施工箇所に近い父橋の新橋が9月に供用開始し、続いて旧橋の撤去を行う予定である。この撤去工事の作業ヤードや工程が本件と重複していることから、入札を敬遠したのではないかと考えている。
<ul style="list-style-type: none"> ・チャレンジ枠を設定しているにもかかわらず、チャレンジする業者がないというのはいまいかと思われる。自治体として今後できることはないのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度は大洲土木事務所で4件のチャレンジ工事を設定し、内3件で直近下位等級業者が応札・受注したという実績がある。今回は手持ち工事量等により応札がなかったが、意欲のある業者には参加してもらいたいため、引き続きチャレンジ枠の設定を行っていききたい。
<p>4. かん排佐古(5)第2号 佐古地区 用水施設(その8) 工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・応札可能業者が44者いるにもかかわらず、1者応札となった理由は何か。 	<ul style="list-style-type: none"> ・既設の道路を掘る工事であるため、地域に精通した業者であることが必要となるが、地元である東温市で入札参加資格を有する業者は5者のみであることに加え、発注時期が補正予算の時期で他工事の発注と重なり、技術者の確保が難しくなったことにより、1者応札となったと分析している。
<ul style="list-style-type: none"> ・全体計画の中で既に施工が終わっている案件の応札状況はどうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・1～2者程度が応札している。
<ul style="list-style-type: none"> ・本件の工事の難易度は高くないのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・難易度は高くないが、地元等との調整が必要となる工事である。
<p>5. 復第10号 井口南 復旧治山工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・落札率が低い理由は何か。 	<ul style="list-style-type: none"> ・県全体の平均落札率よりは低いが、令和5年度に当課が発注した5件の工事の平均落札率が91.7%であることから、本件が特別低いとは考えていない。本件は前回工事も同一業者が落札しており、本件の受注意欲が高かったのではないかと推測している。

意見・質問	回 答
<ul style="list-style-type: none"> ・落札率が低い場合、業者の財務安全性が心配になるがどう考えているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・落札業者においては、前回の経験も踏まえ、現場条件や採算性を十分考慮して応札しているものと考えている。
<ul style="list-style-type: none"> ・平成30年7月豪雨災害に関連した復旧災害工事ということであるが、一般市民としてはまだ復旧していないのかという驚きがある。管内には復旧中の箇所が残っているのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急工事については、災害発生からの期間が定められていることから、施工は終了しているものの、緊急工事に採択されなかった箇所については着手できていないところもある。 また、本件は荒廃した溪流等を対象とする通常の治山事業として対応している。
<ul style="list-style-type: none"> ・災害から時間が経過しているが、早く施工するのであれば、3回に分けずに1回でまとめて発注すべきではないかと考えるが、3回に分けて発注する正当性は何か。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今回の工事の標準工期は213日であり、仮に予算がついて一度に発注するとしても、3倍の施工期間を要することになり、繰越工事や、それでも間に合わないといった事態が想定されるため、全体として3基を計画しているが、1基ずつ進める計画としている。
<ul style="list-style-type: none"> ・1基目及び2基目の入札の落札率が低い点について、業者の方で十分採算性を考慮して応札していると判断されているが、3基目の工事の価格等の見直し予定はあるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・単価については県内統一で決まっているため見直しは行わない。
<p>6. 防補交防（加）第501号の1 （一）網代鳥越線 道路災害防除工事（防災安全）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工期が令和6年6月から令和7年3月の約9か月間であるが、11月現在で進捗率が10%となっている理由は何か。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本件については、前年度工事として行っている道路下側の路側擁壁の工事が済み次第、施工する予定であった。しかし、路側切土面の土の状態が悪く補強する必要が生じたため、路側擁壁の進捗が遅れた。その間、本件に着手できなかったため工事進捗が低くなっている。
<ul style="list-style-type: none"> ・由良半島（旧内海村）の工事で須ノ川の業者のみが応札して1者応札となっているが、何か地理的な要因があるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・1者応札であることについては、現場が由良半島にあり、最も現場に近かった落札業者でも現場まで5キロ、次に近い業者が18キロ、その次は御荘の業者となりさらに遠くなるのが現状である。道路下側の工事を本件と同一業者が施工していることも影響しているかもしれないが、地理的な要因が大きいと考えている。
<ul style="list-style-type: none"> ・由良半島の他工事でも本件と同じ業者が受注しているのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・由良半島の工事であっても、御荘の業者が受注している例もある。

意見・質問	回 答
<p>○指名競争入札</p> <p>7. 道長第201号の3他 (主) 高知伊予三島線 (城師トンネル) 道路災害防除工事</p> <p>・失格や無効となるケースはよく起こるものなのか。</p>	<p>・頻繁に起こるようなことではない。本件は年度末に公告をし、年度明けに開札をしているが、業者も繁忙期であったため、簡易なミスに繋がったものと思われる。</p>
<p>・繁忙期と分かっているのであれば、発注の時期を変更することは考えなかったのか。</p>	<p>・防災対策工事であることから早く施工したいと考え、年度末であっても発注を行った。 なお、通常よりは見積期間は長めにとったものの、このような事態となったことから、今後対応を考えたい。</p>

(問い合わせ先)

松山市一番町四丁目4-2 TEL 089-968-2294
愛媛県入札監視委員会事務局 (県庁総務部総務管理局行政経営課内)